





資産税～お役立ち～新聞

 相続税・贈与税に関するお役立ち情報をお届けして参ります 

第 40 号(2018 年 12 月)

 << - - みなし相続財産とならない死亡保険金 - - >> 

【--みなし相続財産とは?--】

相続財産とは、死亡した被相続人が、死亡の時に所有していた現預金や不動産、有価証券等の財産を指します。

この相続財産に類似した財産概念として、「みなし相続財産」というものがあります。

「みなし相続財産」とは民法上は本来の相続や遺贈によって取得した財産でなくても(被相続人が生前から所有していた固有財産でなくても)、実質的に相続や遺贈によって取得した場合と同様の経済効果をもたらす財産です。

本来の相続や遺贈によって取得した財産に対する課税との公平性を保つ為、みなし相続財産も相続税の課税対象としています。

みなし相続財産に該当するものには、死亡退職金やこれに付随する功労金、信託受益権等種々のものがありますが、代表的なのは「死亡保険金」です。

【--死亡保険金--】

死亡保険金、すなわち生命保険契約や損害保険契約に基づいて、被相続人の死亡を給付理由として給付される死亡保険金の内、被相続人が負担した保険料に対応する部分の金額が、みなし相続財産に該当します。

通常、死亡保険金と言えば、生命保険会社や損害保険会社と締結した保険契約に基づいて給付されると思いますが、その保険契約の相手方によっては、同じ「死亡」を給付理由とする給付金であってもみなし相続財産に該当しない死亡給付金もあるのです。

【--みなし相続財産とならない死亡保険金--】

みなし相続財産に該当する死亡保険金とは、その死亡保険金が「保険業法に基づく生命保険会社又は損害保険会社」と締結した保険契約に基づくものです。一般的に締結されている保険契約の相手方は、保険業法に基づく生命保険会社や損害保険会社だと思います。

しかし、中には保険業法に基づかない保険業者と締結している契約も存在します。それが「認可特定保険業者」と呼ばれる保険業者です。

認可特定保険業者とは、平成 17 年 5 月 2 日時点において特定保険業を行っていた団体の内、一定の要件を満たすものとして行政庁による特定保険業の認可を受けた一般社団・財団法人をいいます。


認可特定保険業者は、保険業法に基づく保険業者ではない為、認可特定保険業者との契約に基づいて給付される死亡保険金(給付金)も保険業法に基づくものではないこととなります。

よって認可特定保険業者と締結した保険契約に基づいて給付される死亡保険金(給付金)は、みなし相続財産には該当せず、相続税の課税対象になりません。

では相続税の課税対象とならない当該保険金(給付金)の課税上の取り扱いはどうなるのでしょうか?

実は当該給付金は受取人の一時所得とされ所得税の課税対象となる、とされています。

同じ「死亡」を給付理由とする保険金であっても、契約の相手方によって課税関係が全く異なるものもあるので、注意が必要ですね。

 【終わり】 